

議第 85 号

財産の譲与について

次のとおり財産を譲与する。

1 譲与する財産

【建物】

所在地	建物名称	構造	延べ床面積
下呂市野尻1084番地3	下呂市野尻集会所	鉄骨造平屋建て	281.20m ²

2 譲与する相手方

[REDACTED]
野尻区 代表者 井上義則

3 譲与する理由

下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するもの。

4 譲与する日

令和2年7月1日

令和2年6月5日提出

下呂市長 山内 登

提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。